

ペット預入延長費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
帰国遅延	被保険者の旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず普通保険約款基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)に掲げる事由のいずれかにより遅延したことをいいます。
帰国遅延日数	旅行の最終目的地への到着予定日から帰国遅延により到着が遅延した日数(注)をいいます。ただし、普通保険約款基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)に掲げる事由の直接の結果として遅延した日数で、当社が妥当と認める日数に限るものとし、かつ、7日を限度とします。 (注) 到着が遅延した日数 到着予定日に到着した場合でも、帰国遅延により到着時間が遅延したために、ペット専用施設に預け入れていたペットの引き取りが遅延した場合は、この遅延日数を到着が遅延した日数とみなします。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	第1条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券に記載された者をいいます。
ペット	被保険者が被保険者個人の家庭において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬またはねこをいいます。

ペット預入延長費用	帰国遅延により被保険者がペットの世話に従事できなくなったことに伴い、旅行の最終目的地への到着予定日以降の被保険者の行うはずであったペットの世話を委託するためにペット専用施設にペットを預け入れることにより、発生した費用をいいます。ただし、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とし、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額およびこの保険契約に付帯された他の特約において保険金支払の対象となる費用の額を除きます。
ペット専用施設	ペットが宿泊できる設備を備えたペットショップ、ペット美容院、動物病院またはペットホテルをいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、ペット預入延長費用保険金をいいます。
保険事故	この特約においては、帰国遅延の発生をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、帰国遅延が発生したことにより、被保険者が負担したペット預入延長費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって第1条（保険金を支払う場合）に該当したことにより被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 保険金を受け取るべき者^(注2)の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑦ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑥もしくは⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、^{けい}頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)③または⑤に該当したことにより被保険者が負担した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に被った傷害によって普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)③に該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出した額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険証券記載のペット預入延長費用の保険金額}} \times \boxed{\text{帰国遅延日数}} = \boxed{\text{保険金の限度額}}$$

第5条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注)の合計額が、ペット預入延長費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	ペット預入延長費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注) を限度とします。

(注) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第6条（事故の通知）

- (1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に帰国遅延の状況および経過を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容^(注)について、遅滞なく当社に通知すること。
 - ③ ①および②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みません。

第7条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類または証拠とします。
 - ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 交通機関またはこれに代わるべき第三者の遅延等証明書
 - ③ 普通保険約款基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)③または⑤に該当したことを証明する書類
 - ④ 旅券の発給または渡航書の発給を受けたことを証明する書類
 - ⑤ ペット預入延長費用の支払を証明する領収書
 - ⑥ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑦ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

- ⑧ その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第8条（代位）

- (1) ペット預入延長費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がそのペット預入延長費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社がペット預入延長費用の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていないペット預入延長費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。